

「まん延防止等重点措置区域」の指定に伴う「『第6波』非常事態宣言」の改訂

今般、本県は「まん延防止等重点措置区域」の指定を受けました。

このため、1月20日、本県の「『第6波』非常事態宣言」を改訂し、対策を強化してまいります。

実施期間：令和4年1月21日から2月13日まで